## 破産手続廃止

**平成２６年（フ）第１１１８号**
福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2763番地
破産者　株式会社ビーナイン
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第１２７２号**
福岡県春日市春日原北町３丁目52番地
破産者　ＨＡＮ　ＤＲＥＡＭ株式会社
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第２６４号**
栃木県芳賀郡芳賀町大字祖母井827番地１
破産者　有限会社新世鋼業
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２６年（フ）第２７号**
群馬県前橋市前箱田町２丁目８番地７
破産者　福井　　久
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２６年（フ）第５１号**
兵庫県姫路市野里513番地12
破産者　株式会社ヒメアル
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２６年（フ）第２５６号**
兵庫県姫路市下手野４丁目８番23号
破産者　松本水道工業株式会社
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２６年（フ）第８号**
鳥取県倉吉市上井212番地５
破産者　有限会社うつぶき
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

**平成２６年（フ）第９号**
鳥取県倉吉市清谷町２丁目20番地
破産者　有限会社丸慎
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

**平成２６年（フ）第３３５号**
広島市西区草津浜町24番17号
破産者　有限会社小坂商店
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第３３９号**
広島市西区草津港１丁目９番30号
破産者　株式会社ＫＯＳＡＫＡ
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第１３８４号**
福岡市西区愛宕南１丁目６番24号
破産者　ＵＵカンパニー株式会社
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第６２号**
新潟県妙高市大字関川643番地
破産者　株式会社妙高ホテル
1　決定年月日　平成26年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所高田支部

**平成２５年（フ）第２９５号**
金沢市湊１丁目93番地20
破産者　株式会社カイト北陸
1　決定年月日　平成26年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

**平成２６年（フ）第１３９号**
石川県かほく市高松丁25番地３
破産者　株式会社サンマル
1　決定年月日　平成26年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

**平成２６年（フ）第２８号**
山口県山口市赤妻町12番７号
破産者　矢津　　勇
1　決定年月日　平成26年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

**平成２６年（フ）第５４号**
大分市中央町１丁目４番22号
破産者　株式会社大経キャリアサポート
1　決定年月日　平成26年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

## 破産手続終結

**平成２４年（フ）第１１２号**
最後の住所佐賀県杵島郡大町町大字福母2209番地12
破産者　亡山本武相続財産
1　決定年月日　平成26年12月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
佐賀地方裁判所武雄支部

**平成２５年（フ）第２１８３号**
札幌市東区伏古13条４丁目７番６号
破産者　東拓建設株式会社
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第２２７号**
北海道旭川市永山９条２丁目７番１号
破産者　有限会社オフィスオザワ
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第１２５号**
静岡県浜松市南区安松町87番地の10
破産者　被相続人亡冨永泰正相続財産
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２４年（フ）第２５８２号**
名古屋市中区丸の内３丁目17番13号
破産者　行政書士法人セントレッグ
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第４３８６号**
大阪市天王寺区堂ヶ芝２丁目13番２号
破産者　株式会社京阪神グリーン
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部